

別表 1（第 3 条関係）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- 2 社会教育の推進を図る事業
- 3 市民の交流を図る事業
- 4 地域間交流を図る事業
- 5 文化・芸術・歴史の継承、振興を図る事業
- 6 環境の保全、美化を図る事業
- 7 地域の安全の確保を図る事業
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- 9 国際協力又は国際化の推進を図る事業
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- 11 青少年の健全育成、子育て支援を図る事業
- 12 情報化社会の推進を図る事業
- 13 移住定住の促進を図る事業
- 14 その他市長が認める事業